

令和5年 クオリティライフ 春号 いちかわ

3月発行

市川市消費生活センター
TEL:047-320-0668

今回は...

- ★ 消費者問題に関する2022年の10大項目
- ★ 成年年齢引下げ後の18歳・19歳の消費者トラブルの状況(2022年10月末時点)
- ★ 高齢者を狙った劇場型勧誘再び!?!「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという詐欺電話に注意!
- ★ 『出前消費者講座』のご案内

弁護士による無料の多重債務相談を行っています。

(要予約)

☆消費生活センター

047(320)0666

消費者問題に関する2022年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談の特徴的なものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2022年は、改正民法の施行により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことや、SNSやマッチングアプリをきっかけとした消費者トラブル、靈感商法への対応の強化などに注目が集まりました。

【2022年の10大項目】

- 18歳から大人に・・・4月から改正民法施行
- SNSやマッチングアプリをきっかけに・・・詐欺的トラブル目立つ
- 海産物の送り付け商法・・・高齢者の割合も高く
- ウクライナ情勢を悪用・・・詐欺やトラブル発生
- 靈感商法・・・対策検討会で提言まとめる
- 生活必需品の値上げ相次ぐ・・・急激な円安も
- 新型コロナウイルス感染症の一般用抗原定性検査キット初承認、ネットでの購入も
- 再発、子どもの誤飲事故・・・折りたたみ式踏み台による負傷事故も
- 消費者契約法・消費者裁判手続特例法・・・通常国会で改正
- 消費生活相談のデジタル化・・・アクションプランを公表



(消費者庁イラスト集より)

(参考：国民生活センターHP)

成年年齢引き下げ後の18歳・19歳の

消費者トラブルの状況（2022年10月末時点）

国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースによると、2022年4月の成年年齢引き下げから半年後の10月末時点での18歳・19歳の消費者相談の状況は、下記のとおりです。

- <1位 脱毛エステ> 「広告を見てお試しのつもりで店舗に行ったが、高額な契約をしてしまった」等
- <2位 出会い系サイト・アプリ> . 「SNSで知り合った相手から出会い系サイトに誘われ、やり取りをするために有料のポイントの購入を何度も求められた」等
- <3位 商品一般> 「自分宛てに身に覚えのない商品が届いた」という相談や架空請求に関する相談
- <4位 他の内職・副業> 転売ビジネスやアフィリエイト内職などの相談では、「儲からないので解約したい」等
- <5位 賃貸アパート> 管理会社のサポートに不満、退去時の原状回復トラブル等の相談
- <6位 アダルト情報> 「スマートフォンでサイトを見ていたら、突然、登録完了画面が表示された」等
- <7位 医療サービス> 「無料の体験施術の後に高額コースを勧誘され契約したが、支払いが不安なため解約したい」等の美容医療関連相談
- <8位 他の健康食品> 「お試しのつもりで注文したところ、定期購入だった」等
- <9位 役務その他のサービス> 様々な相談が寄せられていますが、副業サポート契約に関する相談が多い
- <10位 脱毛剤> 8位の「他の健康食品」と同様に「お試しのつもりで注文したところ、定期購入だった」等

『トラブル防止のポイント』

- 「お試し価格」や「すぐに儲かる」など、安さや気軽さ、メリットのみが強調された文言が広告や勧誘に用いられていることがあります。こうした文言をうのみにしないようにしましょう。
- 契約する商品・役務等によっては、長期間の契約で支払総額が大きくなる場合もあります。契約時には、商品・役務等の内容、契約期間、支払総額を必ず確認し契約しましょう。
- 訪問販売、電話勧誘販売、エステティックや美容医療、内職商法やモニター商法等に該当する契約は、書面又はメール等によりクーリング・オフ（無条件での契約解除）ができる場合があります。
- 少しでも不安に思ったら早めに、消費生活センター等に相談しましょう。

（参考：国民生活センターHP）

高齢者を狙った劇場型勧誘再び！？「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという詐欺電話に注意！

「有料老人ホームや介護施設などに入居する権利（以下「老人ホーム入居権」）を譲ってほしい」という詐欺の電話に関する相談が急増しています。（参考：国民生活センターHP）

2022年12月

高齢者を狙った劇場型勧誘再び！？
「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという詐欺電話に注意！

気をつけて！

「入居権」を譲ってほしいという電話は**詐欺**です！

不審な電話に出ると…
さまざまな人物が登場し、お金を支払わせようとしてきます。

△ 例えはこんなことを言ってくる！

- ☑ あなたは老人ホームに入居できる権利を持っている。権利が不要なら他の人に譲って。
- ☑ 権利を譲るためにお金を振り込む必要がある。
- ☑ あなたの名義で申し込みをするので一度あなたがお金を支払う必要がある。
- ☑ 名義貸しは罪に問われる。
- ☑ 警察に相談すると大変なことになる。

トラブルに遭わないためのポイント

- ① 留守番電話機能や発信者番号通知を活用して心当たりのない電話に出ない！
- ② 絶対にお金は払わない！

周囲の方へ 高齢者の消費者トラブルを防ぐには周囲の方の見守りが必要です。異変に気づいたら警察や消費生活センターに相談を！

国民生活センター

【相談事例】

- 「老人介護施設の入居権を譲ってほしい」と言われた承したところ、本人からの申し込みだと証明するために、1,000万円振り込んでほしいと迫られた。
- 「老人ホーム入居権」を他者に譲るためには、200万円を振り込むように言われた。支払わないと裁判になると脅された。
- 電話が来て、介護施設に入る権利があると言われた。次の人に名義を譲ってと言われた承すると、1,000万円振り込むように言われた。

【消費者へのアドバイス】

- 「あなたは入居権を持っている」「権利を譲って」「名義を貸して」などと持ち掛けてくるのは詐欺です！不安であれば留守番電話機能や発信者番号表示機能を活用し、心当たりのない電話には出ないようにしましょう。
- やりとりしてしまっても、絶対にお金は支払わないでください。すぐに警察、家族・友人、消費生活センター等に相談しましょう。
- 【周囲の方へ】高齢者の消費者トラブルを防ぐには周囲の方の見守りが必要です。高齢者に異変がないか見守り、異変に気づいたら警察や消費生活センター等に相談してください。

『出前消費者講座』のご案内

消費生活センターでは様々な消費者問題に関する被害を未然に防止するため、市内の自治会・高齢者クラブ・学校の授業やPTA等の皆様に出前消費者講座を行っています。



被害にあわないために『出前消費者講座』でその手口や対処方法を学びませんか！！

(講座テーマの例)

- ・悪質商法、詐欺などの被害に遭わないための日頃の心得と対処方法
- ・年齢階層(若者・高齢者など)別の消費者被害防止について

問い合わせ・申し込みは、市川市消費生活センターへ ☎047-320-0668

- * 開催予定日の2か月前から、当センターと調整願います。
- * 開催日時は、平日の午前10時～午後4時
- * 時間は1時間程度で、ご要望に合わせたメニューをご用意します。(DVD上映も可能です)
- * 10名程度から、ご希望の会場に伺います。
- * 講師への謝礼・教材費等はすべて無料です。
- * お申し込みの際は、右記事項をお知らせください。

お気軽にご相談ください。

※ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催できない場合があります。

* 団体名・担当者名・連絡先

* 希望日時

* 開催場所

* 希望する講座のテーマ及び内容

* 受講者の人数・年齢層

◎ 申込書は市公式Webサイトからダウンロード可!



消費生活相談窓口

◇ 市川市消費生活センター

市川市市川南1-1-1 ザ・グランド・イースト 213号

相談日時 月曜日～金曜日(対面及び電話相談)

第2・第4土曜日(祝日除く)(電話相談のみ受付)

午前10時～午後4時

相談電話 **047-320-0666**

※ 消費生活センターの休所日

土曜日(第2・第4土曜日を除く)

日曜日・祝日・年末年始

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
対面での相談を休止する場合があります。

◇ 行徳支所 市民相談室 消費生活相談

市川市末広1-1-31 行徳支所 2階

相談日時 第2火曜日(対面及び電話相談)

午前10時～正午、午後1時～4時

相談電話 **047-359-1121**が休止の

場合は、直接、消費生活センター

(047-320-0666)に相談してください

◇ 上記相談日時以外の相談(年末年始を除く)

消費者ホットライン 電話: **188(局番なし)**を

ご利用ください。相談時間 午前10時～午後4時